

# 石狩市子ども・子育て会議

この会議は、平成 27 年度から実施されている「子ども・子育て支援法」に規定され、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関として設置するもので、教育・保育分野の関係者や子育て当事者などで構成する審議会です。

この会議では主に、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく事業の推進と進捗状況の確認を予定しています。

## 会議の役割

### ①意見

教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や、計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴く。

### ②調査審議

市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および施策の実施状況について、調査審議する。

### ③進行管理

計画の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行う。

## 会議の構成

子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者等と市民公募委員の 12 人以内で構成します。